



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和8年(2026)9.1長月(N0.395)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

お客様に愛され 地域社会に貢献し 社員の幸せを実現する
 気づきが 自分を変えていく しごとより いのち おたがいさま
 社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き活き



バランスのとれた食事は バランスのとれた心と身体をつくる 毎日おいしく しっかり三食

秋分の日、今年は9月23日(水)です。昼と夜の長さが等しくなります。

祝日法で国民の祝日とされ、「祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。」ことを趣旨としています。先祖を想い、生きていることに喜び、感謝しましょう。



✓カスタマーハラスメント対策は10月から義務です！

※「職場におけるカスタマーハラスメント」は、職場で●顧客等の言動により●社員が社会的に許容される範囲を超えたもので●社員の就業環境が害される、この3つの要素をすべて満たすものをいいます。
就業環境が害されるとは、顧客等の言動により社員が身体的、精神的に苦痛になり就業する上で重大な悪影響がでることをいいます。 ※事業主の講ずべき措置は、◆事業主の方針の明確化及び周知・啓発
 ◆相談体制の整備 ◆事後の迅速かつ適切な対応 ◆対応の実効性を確保するためのカスハラ抑止の措置など
 ※「求職者等に対するセクシャルハラスメント」は、雇用する社員が「性的な内容の発言」、「性的な言動」で求職者等の求職活動などが阻害されるものをいう。

※企業の社会的なイメージは低下し、これによる今後の求職者への影響につながってしまいます。

✓パート・有期雇用労働者のルールが変わる！③

2.「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正される

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイマー・有期雇用労働者との間で、待遇(基本給・各種手当、福利厚生など)について不合理な差をつけることを禁止しています。ガイドラインでは、どのような待遇差が不合理であるかについて考え方や具体例を示しています。

●賞与・退職手当＝目的は、労務の対価の後払い、功労報償など様々なものがあります。これらが該当するにも関わらず、パートタイマー・有期雇用労働者に対し、正社員との職務の違いに応じたものを支給しない場合、「不合理である」と認められる可能性があります。同じように仕事をしているのに、全く支払わないのは認められないと考えます。

●無事故手当＝正社員と業務の内容が同一のパートタイマー・有期雇用労働者には、正社員と同一の無事故手当を支給する必要があります。

●家族手当＝労働契約の更新を複数回繰り返しているなど、継続的な勤務が見込まれるパートタイマー、有期雇用労働者には、正社員と同一の家族手当を支給する必要があります。

●住宅手当＝住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給される」と規定されている場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイマー・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給する必要があります。

●福利厚生施設＝福利厚生施設の料金・割引率等の利用条件について、不合理と認められる待遇差を設けてはなりません。



「日本国憲法」(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行：NHK:みんなとわたしの憲法より)

11. (信教の自由：第20条) 第1項＝信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。第2項＝何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。第3項＝国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。信教の自由は、「信仰の自由」「宗教的自由」「宗教的結社の自由」の3つに分かれる。ただし、このような信教の自由も、絶対的に保障されるわけではなく、他人の権利や利益と衝突する場合には必要最低限の制限を受けることもあります。第3項は、首相の靖国神社参拝が問題とされている。首相は常に国民を代表する立場であり、玉串料を出し参拝を行う以上は国の行う宗教活動として原則、憲法に反すると考えられるでしょう。

✓ 静岡県の最低賃金 1,154 円 (令和8年10月15日発効)

8月12日、静岡県地方最低賃金審議会は、静岡労働局長に対し、昨年度より57円引上げ、1,154円(時間額)とし、発効日を令和8年10月15日(木)とする答申を行った。昨年度の63円について2番目に大きい引き上げ額となる。企業にとっては大きな人件費増になります。

✓ 最低賃金額を下回らないか確認するには

支払われる賃金が、最低賃金を下回っていないかを調べるには、最低賃金の対象になる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。(月額も時間額に換算して比較します)

- i. 時間給制の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ii. 日給制の場合 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- iii. 日給月給制の場合 月額 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- iv. 月給制の場合 月額 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

※基礎額に、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含みません。 ・住宅手当は含みます。

* 派遣労働者の最低賃金の適用

派遣労働者は、雇用されている会社の地域の最低賃金ではなく、派遣されている派遣先の会社の最低賃金が適用されます。派遣先地域の最低賃金を把握してください。

(例) 派遣元(雇用主)が静岡県、派遣先が神奈川県の場合は、神奈川県が適用されます。

「大自在 三昧」ーこだわりのない 生き方を求めてー(長興山 紹太寺)
仏語で、思いのままに自利利他の行が行えること。また、それが行える者。きわめて自在であること、少しの束縛も障害も受けなくて自由奔放であること。(日本国語大辞典より)

☆就業規則の整備を！会社を守り、公平・公正な判断のために

☆令和8年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(期間：5月1日～9月30日) 実施中

☆自転車の違反に反則金：携帯電話使用、保持→12,000 円

☆静岡県の最低賃金 1, 097 円

☆マイナ保険証で受診を！ 自己負担額のみで高額療養費は解決！

☆天は 自ら 助くる者を 助く (サムエル・スマイルズ(自助論))

7月1日現在 ●静岡県人口 3,444,794 人(前月比 1,676 人減)：内訳：自然動態 2,081 人減(出生 1,390 人・死亡 3,626 人)：社会動態 99 人増(転入 9,710 人・転出 9,611 人)：世帯数 1,508,991 (591 増) ●静岡市人口 655,984 人(前月比 459 人減)：世帯数 298,275 (46 増)